

認証紛争解決手続の説明

本書面の内容を十分お読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

第1 調停全般について

1 担当調停者の選任に関する事項

○センター長は調停人名簿に記載されている者のうちから、以下のいずれかの組み合わせで担当調停者を選任します。

ア 第一調停人(弁護士)1名＋第二調停人1名

イ 第一調停人(弁護士以外)1名＋第二調停人1名＋助言弁護士1名

2 当事者が本センターに納付する費用に関する事項

○びじっと会員 事務手数料 5,500円

○びじっと会員 ADR 事前共有プラン料 3,300円

○非会員 事務手数料 11,000円

○調停期日手数料 期日1回につき、当事者それぞれ 11,000円

○合意成立手数料 当事者それぞれ 16,500円

○当事者の依頼により公正証書作成支援 当事者それぞれ 16,500円

○相手方が応じないときは非会員の場合は事務手数料を半額返金します。びじっと会員の場合は返金はありません。

3 意見・資料等に含まれる秘密の取扱いの方法

○調停手続は非公開で行います。参加が認められている者以外の参加は禁止です。

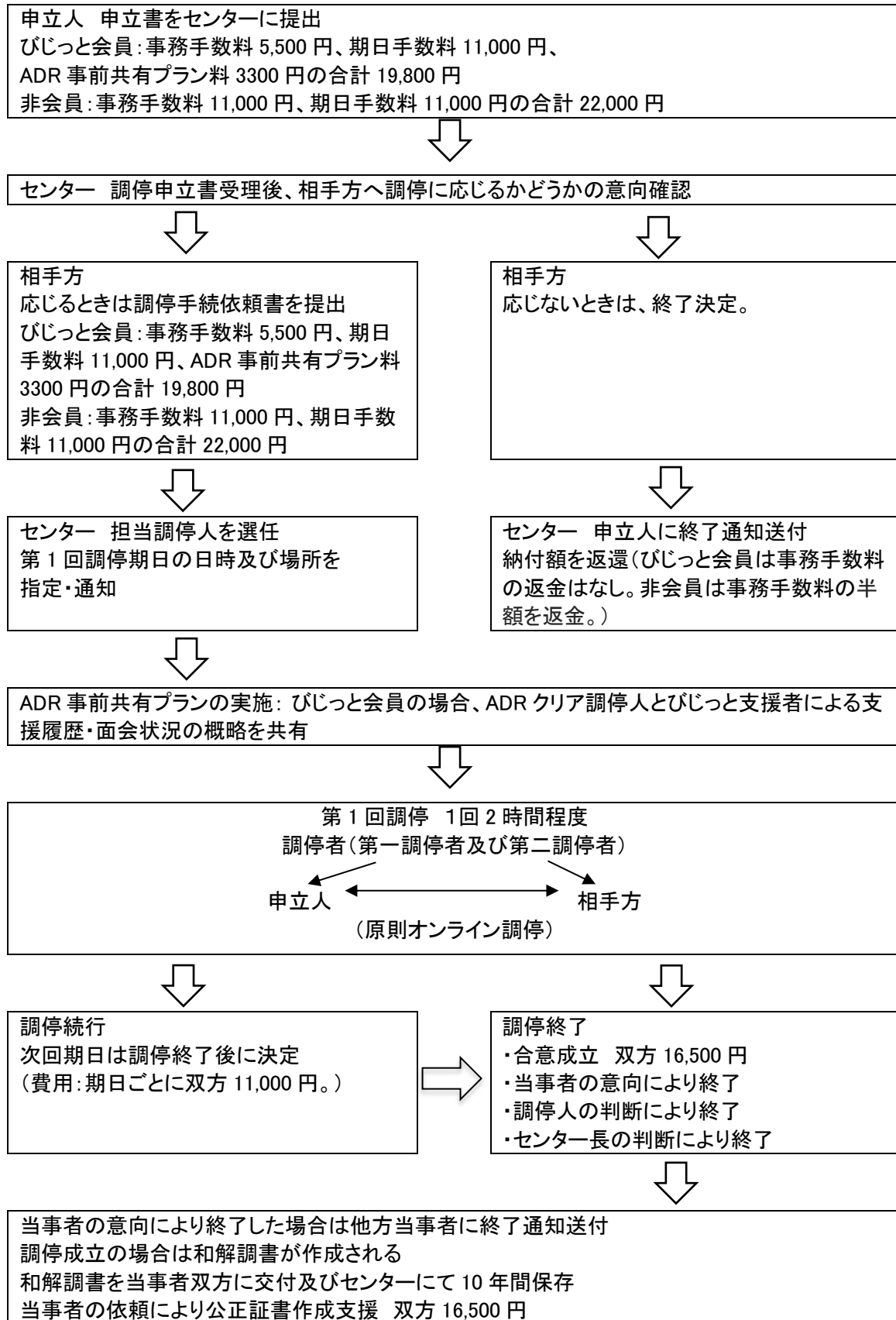
○センター長、事務職員、調停人には守秘義務が課せられています。

○当事者による録音・録画等は禁止です。

4 本人確認の方法

○調停人が本人確認を行いますので、開始前に本人確認書類を提示して下さい。オンライン調停の場合も同様です。

5 調停手続きの開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行



6 当事者が手続を終了させるための要件・方式

- 申立人は、取下書を提出することでいつでも調停の申立てを取り下げることができます。ただし、和解成立後に取り下げの場合は、正当な理由がない限り、相手方の承諾を要します。
 - 相手方は、離脱書を提出することでいつでも調停手続の終了を申し出ることができます。ただし、和解成立後に取り下げの場合は、正当な理由がない限り、申立人の承諾を要します。
- ※期日においては口頭で告げる方法により、取下又は終了の申出が可能です。

7 手続による和解成立の見込みがないときは、手続実施者が手続を終了すること等

- 次の各号のいずれかに該当する場合には、担当調停人が調停手続を終了します。
 - (1) 当事者の双方又は一方が調停手続の継続を望まないとき。
 - (2) 当事者の双方又は一方が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
 - (3) 当事者の双方又は一方が正当な理由なく、3回以上または連続して2回以上期日に欠席したとき。
 - (4) 現時点で直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や当事者の置かれた事情にかんがみて、調停手続を継続することが、当事者に対し、和解の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当事者間に和解が成立する見込みがないと担当調停人が判断したとき。
- 調停手続が終了したときは「調停手続終了通知」を配達証明郵便又は到達確認措置付き電子メールで送付します。

8 和解が成立した場合の書面作成の有無・作成概要

- 担当調停人は、和解の成立の年月日及び合意案の内容が記載された合意書を作成し、当事者双方が署名をします。
- センターは合意書の内容に基づく和解調書を作成し、配達証明郵便又は到達確認措置付き電子メールで当事者にそれぞれ送付します。
- 当事者は担当調停人に対して、和解調書の内容を公正証書にするための手続支援を依頼することができます。

第2 オンライン調停を利用する場合について

1 利用するオンラインテレビ会議システム

- Zoom Video Communications, Inc.が提供するビデオ会議等アプリ「Zoom」を利用し、セキュリティの観点から、アプリケーションは常に最新版にアップデートするものとします。

2 当事者責任の確認

- オンラインテレビ会議システムの導入・利用に関しては、当事者の責任で行うこと、利用に係る費用(通信費等)については、当事者負担となります。

3 オンライン調停における手続の非公開の措置

- 参加が認められている者以外の参加は禁止です。会話内容が他者に話が聞こえることのないような場所を参加場所として下さい。
- 開始前にカメラ機能を利用して室内を確認させていただきます。